

労働総研 ニュース

No.380

2021年11月号

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiyuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

2021 年最低賃金改定の特徴と目安全協の動向

衛藤 浩司

1 2021年最低賃金引き上げの特徴

(1) 中央最低賃金審議会、プラス28円の「目安」を答申

2020年の最低賃金改定にあたって、中央最低賃金審議会(中賃)は以下の6点を理由に目安を示さなかった。

①感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引き上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと。

②他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をして

いる状況において、最低賃金引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること。

③雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること。

④賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること。

⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること。

目

次

2021 年最低賃金改定の特徴と目安全協の動向	1
研究部会報告ほか	7
公開研究会のお知らせ	8

⑥世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること。

それを受けて、全労連の各地方組織では「ゼロ円改定は認められない」「大幅引き上げ」を訴え、多くの地方でプラス改定を引き出した。その結果、プラス3円が9県(青森・岩手・山形・徳島・愛媛・長崎・熊本・宮崎・鹿児島)、プラス2円が14県(秋田・福島・茨城・群馬・埼玉・千葉・滋賀・鳥取・島根・香川・高知・佐賀・大分・沖縄)、プラス1円が17県(宮城・栃木・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・愛知・三重・兵庫・奈良・和歌山・岡山・福岡)と、40の県で中賃の目安を超える額を引き出した。

昨年、全国の加重平均は902円と1円しか引き上げられなかったことに対して、全労連は「2021年の改定では大幅引き上げの実現」を求めて、4月と6月に最低賃金に近い賃金で働くエッセンシャルワーカーや女性、若者の声を記者会見として発信したほか、厚生労働省や中小企業庁への要請行動、全国一律最低賃金の実現を求める請願署名約16万筆を110人の国会議員に届けるなどの運動を展開した。

また、政治の後押しもあった。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)は、「民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長

年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」としており、中賃での審議でも、その「経済財政運営と改革の基本方針2021」と「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮して審議を行ってきたと述べている。

中賃の報告は次のようなものであった。

①賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと。

②消費者物価指数は横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

③法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産

性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層」取り組む方針であること。

④雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること。

⑤政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること。

⑥地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること。

⑦最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

中賃では、こうしたことなどを理由に、1978年度に現制度が始まって以来最大の上げ幅である一律28円引き上げ、全国平均930円にする目安をまとめた。これまでA～Dの地域ランクごとに示されてきたが、すべてのランクで一律の目安額が示されたのも特徴である。

もう1つの特徴は、すべての地方で目安ど

おりの引き上げなら、最も高い東京都が1,041円、最も低い県が820円となり、全ての都道府県で800円を超えることになる一方、昨年同様221円の格差は縮まらないままとなる。

(2) 地方の奮闘 「目安を上回る引き上げを」

8月12日、すべての都道府県で最低賃金の改定額が答申された。地賃では労働者委員が目安を上回る引き上げを求める一方、経営者委員はゼロ円改定を主張するなど厳しい審議がすすめられた。

地方労連も大幅引き上げと格差是正を訴えたほか、審議会の労働者委員の奮闘もあり、プラス4円が島根県、プラス2円が2県(秋田・大分)、プラス1円が4県(青森・山形・鳥取・佐賀)と、7県で中央最賃の「目安」を上回る答申が出された。

目安を4円上回る金額となった島根県は、6月の県議会で「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を採択している。意見書は、「コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすることがこれまで以上に重要になっている。2020年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、島根県など最も低い7県では792円に過ぎない。毎日8時間働いても年収130万～170万円である。最低賃金法第9条3項の『労働者の健康で文化的な生活』を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、

同じ仕事でも時給で 221円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている」として、国に対して①政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし地域間格差の是正をはかること、②政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ることが求めてきた。

2 8時間働けば人間らしく暮らせる賃金の実現を——誰でもどこでも1,500円以上は必要

最低賃金法は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定」させることを目的の1つとしている。

賃金の低廉な労働者の「賃金の最低額」の保障とは、「8時間働けば人間らしく暮らせる」賃金であり、その水準は全労連と地方組織が取り組んできた最低生計費試算調査(監修: 静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授)で明らかにされてきた。これまで、全国23都道府県で3万人を超える労働者の協力で、「あるべき」賃金の水準を明らかにしてきた。それは、若年の単身世帯で月額24万円・時間額1,500円(月150時間換算)以上必要であり、その額は都市部も地方も変わらないというものである。

しかし、今年の改定額は加重平均で930円と1,000円にも届かないだけでなく、40道府県は平均を下回っている。低すぎる最低賃金額は私たちの賃金にも影響を与えている。最低生計費試算調査によると、年収で300万円程度は必要との結果が出ているが、令和2年

賃金構造基本統計調査から2020年度の雇用形態別賃金格差を見ると、年収で300万円を超えているのは男性の正規労働者(350.7万円)だけで、女性の正規労働者(240.2万円)、男性非正規労働者(269.2万円)、女性非正規労働者(193.3万円)は遠く及ばない状況にある。特に女性非正規労働者は男性正規労働者の賃金の約55%に過ぎず、「8時間働けば人間らしい生活ができる」賃金を実現させるためには、最低賃金に近い金額で働く非正規雇用労働者の賃上げが必要で、そのためにも最低賃金の大幅な引き上げが求められている。

今年6月26日、大分県労連が大分大学経済学部の石井まこと教授らの協力を得て取り組んだ最低生計費試算調査の結果を公表した。それによると、若年単身者にとって必要な最低生計費は男性で月額25万8,814円・時間額1,725円(月150時間換算)と、これまでの1,600円台を超える結果となった。この結果について、石井教授は「地方では自動車所有が必要で、消費税10%の影響もあり、最近の調査ほど生計費が高くなっている」(7月8日記者会見)と指摘している。

最低賃金法のもう1つの目的は、「賃金の最低額を保障することにより」、「労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」である。

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って乗り切った。この間、新型コロナ禍の下でも欧米では積極的に最低賃金を引き上げている。

先進国の中で唯一日本だけが派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで企業利益だけを確保して「経済復興」をすすめた。その結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなった。

「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須で、地域間格差を解消することが誰でもどこでも安心して生活できる日本を築いていく条件となる。

中小企業家同友会全国協議会(中同協)は、8月30日に「第8次緊急要望・提言」を発表した。この中で最低賃金引き上げに関しては、①コロナ禍で大きな影響を受けている業種には直接的、効果的な支援、②賃上げを行う際に中小企業に大きな負担となっている社会保険料の事業主負担の軽減制度の創設、③取引関係の適正化を進め、下請事業者等の中小企業が労務費上昇分を取引価格に円滑に転嫁できるようにすること、を求めている。

全労連も最低賃金の引き上げとともに、一貫して中小企業支援の強化を求めてきた。全労連が2020年に発表した提言「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」(中間報告)は、優越的地位の濫用などを明記するなどの独占禁止法の抜本的改定、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立であり、それを保障する法整備と行政力の拡充と、諸外国並みの中小企業支援策の大幅な拡充を提言している。

また、地方からも中小企業支援策の強化を求める声が広がっている。例えば、7月6日の京都府議会で「コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働くひとたちへの経済対策・緊急支援対策を求める意見書」が全会一致で可決された。意見書は「経済活動を維持し再開していくためには、働く人たちの経済的困窮を食い止める最低賃金の改善」と一体に「中小企業、個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援が不可欠」だとして、国に対して「中小企業、個人事業主の生業を維持し、健

全で持続的な発展に資するとともに、そこで働く人たちの雇用と暮らしを守る、困窮する女性をしっかりと支援するために対策を講じるよう」求めている。

3 目安の在り方に関する全員協議会の動きと全労連の取り組み

(1) 目安の在り方に関する全員協議会

地域別最低賃金の改定に係る目安制度について、目安制度の意義、ランク区分の在り方などを中心に2016年6月から検討していた「目安制度の在り方に関する全員協議会」(目安全協)は、2017年3月28日に報告書をまとめた。

報告は目安制度について、「制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47都道府県をいくつかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について改めて確認した」としたうえで、ランク数については、新たな指標に基づく47都道府県の総合指数の差、分布状況などを踏まえ、従来どおり4ランクとした。そして、埼玉県(BからA)、山梨県(CからB)、徳島県(DからC)の3県が格上げされただけで、最賃が時給だけで表示されるようになった2002年以降、格差は104円から221円に2倍以上に広がった。

そして2021年5月26日、中賃の第1回目目安制度の在り方に関する全員協議会(目安全協)が開かれたが、早々に審議を非公開とすることを決めた。また、検討事項と今後の進め方について確認がされ、衆議院選挙後には第2回目目安全協を開催し、2022年3月中を目途に取りまとめを実施することが確認された。

全労連は、10月から中賃の公益委員の方との懇談をすすめてきた。その中で、最低賃金法が第9条で「賃金の低廉な労働者について、

賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない」と、地域別最低賃金の原則となっているため、全国一律制度を目安全協の議論のテーブルに乗せるのは難しいと感じている。しかし、現行制度の下でも4つのランクを3つ、2つへと減らすことは可能ではないのか、との意見を述べてきた。また、その水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ものでなければならず、現在の最低賃金の水準は低すぎることも訴えた。そのうえで、8時間働けば人間らしく生活できる賃金水準を明らかにしてきた最低生計費試算調査結果も資料に加えてほしい旨の話をしてきた。

(2) 全国一律制度の実現を求める

日本以外で地域別最低賃金制度を採用している国は少ない。州別最低賃金制度をとっているカナダ以外の G7加盟国である米国、英国、ドイツ、フランスのほか、韓国も全国一律の最低賃金制度を採用している。地方からも地域間の格差是正を訴える声があがっている。

北九州市議会が6月議会で可決した「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」では、ランク制度について「近年、最低賃金の地域間格差はむしろ拡大傾向にあり、全国の地域間最低賃金額の格差を是正する機能を持つはずであった目安制度は、有効に機能しないどころか、その格差を定着化させる制度になりつつ」あると指摘している。

全労連は、1989年の結成時から「私たちは、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制の確立、労働時間短縮、『合理化』反対、雇用保障、働く女性の地位向上、ILO条約など国際労働基準への到達をはじめとする労働者の切実な要求の実現をめざします」と、全国一律最低

賃金制度の確立を掲げてきた。翌年の1990年10月には「全国一律最低賃金制にたいする全労連の政策」を発表し、最低賃金の決定基準を「健康で文化的な生活を営むために必要な生計費を基本」とすることや、最低生計費は「単身者の理論生計費によって算出」することなどとし、最低生計費試算調査の取り組みの中でその水準を明らかにしてきた。

目安安全協での協議に際し、海外の多くの国が全国一律最低賃金制度を採っていること、最低生計費試算調査でも明らかにされてきたように生計費に都市と地方で差がないことなど訴えるために、①現在4つあるランク制度を段階的に減らして、最低賃金の全国一律化を図るよう議論すること、②最低賃金額の決定は、単身で8時間働けば人間らしく暮らせる1500円とすること。改定にあたっては、科学的、民主的な調査を実施し、分析することを求め、「ランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現を求める要請署名（団体・個人）」の取り組みを広げている。（えとう ひろし・全労連常任幹事）

研究部会報告

・賃金・最賃問題研究部会（9月20日）

テーマは「非正規雇用の低賃金問題における一般パートの就業調整と組合参加」、報告者は中嶋早紀子氏。非正規雇用の不安定性・低賃金問題が社会的に注目されるなかで、関連する先行研究として、本田一成、金英、橘木俊昭氏らの見解を整理し、①就業調整問題②組織化の2点に絞って報告した。①は税・社会保障における配偶者の扱いであり、専業主婦は過度に稼ぐと配偶者控除がなくなり、企業が支給する配偶者手当もなくなるという問題、他方では夫の賃金低下や女性の自立志向でその就労による賃金上昇が期待されるが、「就業調整」に影響されて低賃金を余儀なくされる問題、これは「ジェンダーバイアスによる性別役割分業の固定化」の現れと評価する。（なお、世帯所得におけるジェンダーバイアスについてもふれている）②のパートの組織化については、生協労連の取り組みをヒヤリング調査で整理している。例えば「就業調整」の元となる「配偶者控除」については「家族単位の税制度であり、人権を尊重する社会の発展方向と真逆のながれであり、女性の低賃金を助長する制度であり、配偶者控除ではなく、基礎控除を引き上げるべき」と組合は主張し、報告者もこれを支持している。

10月の研究活動

10月25日 労働組合研究部会

10月の事務局日誌

10月4日 労働法制中連事務局団体会議

5日 企画委員会

13日 自交総連大会へメッセージ

25日 労働法制中連総会

30日 第5回常任理事会

お詫びと訂正

前号(2021年10月号)掲載の「本の紹介」で『図説 企業の論点』の編著者名が間違っていました。「野中郁恵」とありますが、正しくは「野中郁江・三和裕美子編『図説 企業の論点』」です。お詫びして訂正いたします。

公開研究会のお知らせ

労働総研・労働時間健康問題共同研究部会は、金属労働研究所時短研究会との共催、公益財団法人社会医学研究センターの協賛で、下記の公開研究会を開きます。

日時：2021年12月3日（金） 14時～16時30分

会場：全労連会議室（全労連会館3F）とオンライン（Zoom）の併用

I 部 日本の長時間労働、コロナ禍の働き方、過労死

報告1：日本の長時間労働と課題＝鷺谷徹（中央大学名誉教授）

報告2：コロナ禍の働き方と課題＝藤田実（桜美林大学教授 労働総研事務局長）

報告3：日本で過労死をなくしてゆくために＝佐々木昭三（労働総研常任理事
社医研センター理事）

II 部 日本の労働時間短縮闘争

報告：日本で労働時間短縮闘争をすすめるために＝生熊茂実（金属労研代表）

【参加申し込みについて】

参加を希望される方は、氏名、メールアドレスおよび会場参加かオンライン（Zoom）参加かを明記のうえ、11月26日（金）までに労働総研事務局にメールでお申し込みください。オンライン参加の方には後日、Zoomアカウントを連絡します。

労働総研事務局メールアドレス rodo-soken@nifty.com

＊ 参加者には事前に報告資料をメール送付します。